市町村立学校の教職員の人事等に 関する資料

【内容】

県費負担教職員制度について

県費負担教職員の人事異動の流れの例

市町村費負担教職員任用事業について

指定都市・中核市・特例市について

都道府県の人口の中で大都市の占める比重について

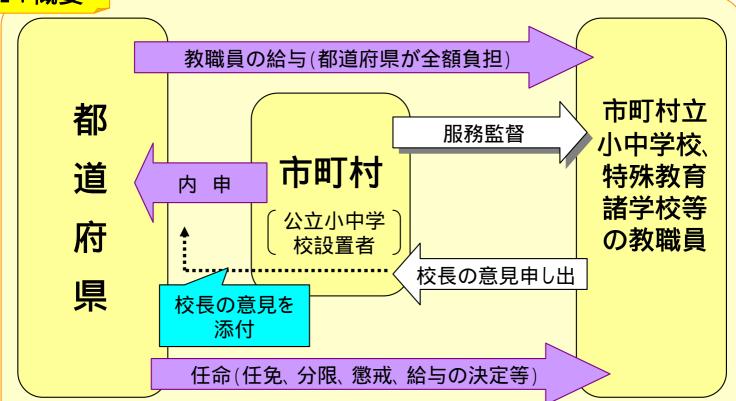
県費負担教職員制度について

1.趣旨·目的

市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、その給与については、義務的経費であり、かつ、多額であるため、例外的に、市町村より広く財政力が安定している都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。

都道府県が人事を行うこととし、任命権と給与負担の調整を図ることとあわせて、身分は市町村の職員として地域との関係を保たせながら、広〈市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。

2. 概要



市町村の内申

都道府県は市町村の内申をまって人事を行うこととされている。 これにより、都道府県が市町村の内申な〈人事を行うことは原則としてできない。 また、都道府県は市町村の内申を尊重する必要がある。

校長の意見

校長の意見の申し出があった場合、市町村の内申にその意見を添付することとされており、これにより、校長の意見の反映が図られている。

なお、指定都市は、給与は負担していないが、教職員の任免に関する事務を行う。

県費負担教職員の人事異動の流れの例

県教委の管理主事等が学校訪問 (5~7月) (学校運営の状況等を把握) 県教委の管理主事等による教職員の面接 (9~12月) 県教委による市町村教委・校長に対する (12月) 人事異動要綱等の説明 県教委による市町村教委・校長のヒアリング等 (1月) (2~3回) 市町村教委による校長のヒアリング等 (1~3月) 校長の意見具申 市町村教委から県教委への内申 (3月) 校長の意見を添付しなければならない) 人事異動の内示、発令

市町村費負担教職員任用事業について

1.制度の概要

県費負担教職員制度のもとで、地域における特色ある教育を推進するため、構造改革特区において、教育上特に配慮が必要な事情がある場合には、市町村が給与を負担することにより、市町村教育委員会による市町村立小中学校等の教職員の任用を可能とするもの。

平成15年4月より開始。 16年4月現在、18市町村が認定(16市町村で実施)

2. 効果と課題等

事業実施市町村及び関係府県が、事業の効果、全国化する場合の課題等として認識している点等は主に以下のとおり。

効果

- ・市町村の主体性が発揮される。(長野県)
- (なお、本事業に伴って、少人数学級を実施した効果として、長期的な検証の必要はあるが、生活習慣、教科の理解度に改善がみられるとの見解を持つ自治体有り。(北海道清水町など))

課題や制度の全国化に向けた懸念

- ・市費負担教員を県費負担教員へ転換したり、円滑な人事交流を行うこと について検討が必要。(徳島県海部町、北海道、広島県など)
- ·採用要件、給与や旅費等の勤務条件に差があり、優秀な人材の確保について検討が必要。(長野県長野市など)
- ・市費負担教員、県費負担教員が混在することにより、採用・昇任のポスト の調整、研修の在り方等に課題。(徳島県など)
- ・市町村の財政力等により、教育水準に格差が生じる。財政的な支援が必要。(北海道清水町など)
- ・村内から適任者を確保することが困難。(長野県大桑村)

事業実施市町村及び関係府県へのアンケート調査(平成16年6月文部科学省実施)より

構造改革特区における市町村費負担教職員任用事業の認定状況

18市町村125人

			,			<u> </u>
申請主体	特区構想名	地域特性	内 容	任 用 予 定 数	認定日	事 業 開 始 (予 定) 日
海部町 (徳島県)	海部町ふるさと教員制度 特区	ふるさと学習	ふるさと学習を充実させるため、学級担任や教科 担任として、地域社会と密接に結ばれた教員を、 町費で任用する。	2人	平成15年4月21日	平成15年4月
清水町 (北海道)	文化のまちの心の教育 特区	文化のまち、 第九のまち	文化のまちという清水町の特性を生かし、きめ細 かな指導を図るために、町費で教員を任用する。	1人	平成15年5月23日	平成15年6月
大桑村 (長野県)	切磋琢磨とこまやか 学習特区	少子高齢化	木曽地域の特性に応じたきめ細かな指導を図るために、村費で教員を任用する。	2人	平成15年5月23日	平成15年5月
京都市 (京都府)	京の人づくり推進特区	人材育成に熱い教育風 土	人材育成に熱い京都市の特性を生かして、きめ細 かな指導を実施するために、市費で教員を任用す る。		平成15年5月23日	平成15年10月
三次市 (広島県)	教育都市みよし特区	内陸拠点都市	「教育都市みよし」の創造に向けて、きめ細かな 指導と地域と連携した特色ある教育を実施するた め、市費で教員を任用する。		平成15年5月23日	平成15年10月
	不登校児童生徒支援教育 特区	不登校発生頻度が高い	不登校対策として学科指導教室「ASU」を設置 し、その指導教員を市費で任用する。	2人	平成15年8月29日	平成16年4月
	浮き城のまち人づくり 教育特区	人材育成に 熱い教育風土	行田市の地域特性に応じたきめ細かな指導を図る ために、市費で教員を任用する。	16人	平成15年8月29日	平成16年4月
横須賀市 (神奈川県)	横須賀市国際教育特区	豊かな国際性	ネイティブスピーカーを特別免許状の取得を前提 として、常勤講師として市費で任用する。	2人	平成15年8月29日	平成16年4月
長野市 (長野県)	小規模校いきいき教育 特区	少子高齢化	地域と連携した体験学習をより効果的に展開する ため、市費で教員を任用する。	1人	平成15年8月29日	特区認定後

申請主体	特区構想名	地域特性	内 容	任 用 予 定 数	認 定 日	事 業 開 始 (予 定) 日
南牧村 (長野県)	南牧こまやか教育特区	少子高齢化	地域活性化を目指し、地域の体験学習やきめ細か な指導を図るために、村費で教員を任用する。	1人	平成15年8月29日	特区認定後
川島町 (徳島県)	川島町ふれあい教育特区		地域ぐるみの教育やきめ細かな指導のさらなる振 興を図るため、町費で教員を任用する。	1人	平成15年8月29日	平成15年9月
岐阜市 (岐阜県)	不登校生徒を対象とした 「ぎふ・学びの部屋」 特区	不登校発生頻度が高い	不登校対策として「ぎふ・学びの部屋」を設置 し、その指導教員を市費で任用する。	1人	平成15年11月21日	平成16年4月
北本市 (埼玉県)	北本市きめ細かな 教育特区		将来の社会を担う有用な人材育成を目指し、きめ 細かな指導を図るために、市費で教員を任用す る。		平成15年11月21日	平成16年4月
郡山市 (福島県)	郡山市 小中学校英語教育特区		特別免許証を取得したネイティブスピーカーを常 勤講師として、市費で任用する。	2人	平成16年3月24日	平成16年8月
池田市 (大阪府)	「教育のまち池田」特区		小学校初期段階におけるきめ細かな指導の充実を 図るため、市費で教員を採用する。	10人	平成16年3月24日	平成16年4月
太田市 (群馬県)	定住化に向けた外国人 児童・生徒の教育特区	外国人労働者が多数居 住 (上)	外国人児童生徒に対する日本語指導を充実するため、市費で教員を任用する。	6人	平成16年3月24日	平成17年4月
志木市 (埼玉県)	ハタザクラプラン 教育特区		学年に応じた学級規模によるきめ細かな指導を展 開するため、市費で教員を任用する。	20人	平成16年3月24日	平成16年4月
鹿屋市 (鹿児島県)	かのやすくすく特区	「人づくり」を基本と する	小学校低学年児童に対するきめ細かな指導の充実 を行うため、市費で教員を任用する。	1人	平成16年3月24日	平成16年4月

市町村費負担教職員任用事業の全国化()に係る主な論点(案)

市町村費負担教職員任用事業の全国化

義務標準法及び高校標準法による標準定数を踏まえて配置される県費負担教職員のほかに、特区申請を要することなく、市町村が給与を負担することにより、市町村教育委員会が独自に市町村立小中学校等の教職員の任用を可能にすること。

(前提条件)

義務教育費国庫負担制度の堅持

市町村費負担教職員任用事業の全国化は、義務教育に必要な財源を保障し、教職員の安定的な確保・適正な配置を図るため、義務教育費国庫負担制度の根幹を堅持し、標準法等に基づく教職員の配置がなされた上で、市町村費負担の教職員を任用することができるようにするものであること。

(教育条件のナショナルミニマムについては、国が最終的な責任を負うことが必要)

論点

1. 都道府県から市町村への負担転嫁とならない仕組みの検討

県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の意見をきいて定めることとされており、市町村費負担教職員の任用状況により県費負担教職員の市町村ごとの定数が増減する可能性があるため、市町村への負担転嫁とならない仕組みの検討が必要。

2 . 市町村費負担教職員の人事管理の条件整備

県費負担教職員と市町村費負担教職員の給与水準、勤務条件等について、権衡を確保する什組みの検討が必要。

県費負担教職員と市町村費負担教職員との円滑な人事交流を担保する仕組みの検討が必要。

市町村費負担教職員の研修の機会(初任者研修、十年経験者研修等)が適切に設けられる必要がある。

3.財政支援の必要性についての検討

財政的な理由により制度化されても制度を活用できないとしている市町村に対して 何らかの支援をすべきかどうかについて検討が必要。

4. その他

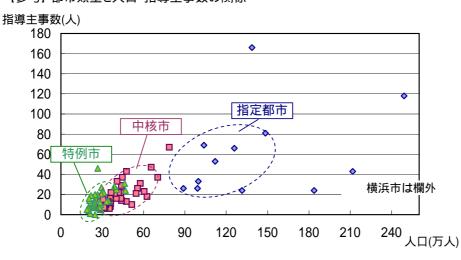
県費負担教職員制度の今後の在り方を踏まえた検討が必要。

市町村費教職員制度を活用できるか否かによって、教育条件に格差が生じることについて懸念を示している市町村があるが、この格差について一定の配慮をすべきかどうかについて検討が必要。

指定都市・中核市・特例市について

	指定都市	中核市	特例市
概要詳細次紙	都道府県が処理する事務のうち、 ・民政行政に関する事務、 ・保健衛生行政に関する事務 ・都市計画に関する事務 などを処理する。	指定都市が処理する事務のうち、都道府県が一体的に処理 することが効率的な事務等を除 き処理する。	中核市が処理する事務のうち、 都道府県が一体的に処理する ことが効率的な事務等を除き処 理する。
指定の要件	・人口50万以上	・人口30万以上 ・(人口が50万未満の場合 は、100k㎡以上の面積)	・人口20万以上
指定の手続	・人口その他都市としての規模、行財政能力等の実態により政令で指定	・市からの申出に基づき、政令 で指定 ・都道府県の同意、関係議会 の議決が必要	・市からの申出に基づき、政令 で指定 ・都道府県の同意、関係議会 の議決が必要
市の数	札幌市など、 <u>13市</u>	旭川市など、 <u>35市</u>	函館市など、 <u>40市</u>
人口	平均: <u>1,568,451人</u> 最多: 横浜市 3,466,875人 最少:千葉市 888,735人	平均: 440,998人 最多:堺市 787,374人 最少:宮崎市 306,325人	平均: 269,877人 最多:川口市 467,971人 最少:甲府市 189,498人
学校数 (小·中)	平均: <u>262校</u> (小 180、中 81) 最多:横浜市 498校 (小 353、中 145) 最少:さいたま市 134校 (小 86、中48)	平均: 83校 (小 56、中 26) 最多: 堺市 130校 (小 90、中 40) 最少: 宮崎市 53校 (小 35、中18)	平均: 48校 (小 32、中 16) 最多:川口市 71校 (小 47、中 24) 最少:大和市 28校 (小 19、中 9)
児童生徒数 (小·中)	平均: <u>121,686人</u> 最多: 横浜市 - 254,790人 最少:千葉市 - 70,929人	平均: 37,419人 最多:堺市 - 63,927人 最少:宮崎市 - 24,540人	平均: 22,781人 最多:川口市 - 37,956人 最少:甲府市 - 14,774人
教員数 (小·中)	平均 : <u>6 , 3 6 5 人</u> 最多 : 横浜市 - 13,138人 最少 : 千葉市 - 3,736人	平均: <u>2,024人</u> 最多:堺市 - 3,320人 最少:川越市 - 1,368人	平均: <u>1,201人</u> 最多:川口市 - 1,821人 最少:甲府市 - 843人
事務局 職員数 3	平均: <u>325人</u> 最多:さいたま市 - 675人 最少:川崎市 - 179人	平均: 184人 最多:熊本市 - 863人 最少:宮崎市 - 65人	平均: <u>117人</u> 最多:福井市 - 384人 最少:岸和田市 - 46人
うち、指導 主事の数		平均 : 2 1人 最多 : 堺市 - 67人 最少 : 富山市、高槻市 - 6人	平均 : 1 4 人 最多: 八尾市 - 46人 最少: 水戸市 - 0人

【参考】都市類型と人口・指導主事数の関係



····· 住民基本台帳人口 (平成15年3月31日現在)

2...... 文部科学省調べ (平成15年5月1日現在) 一部、四捨五入により合計 が一致しないものがある。

3.....教育委員会の現状 に関する調査 (平成15年5月1日現在) ・指導主事には充て指導 主事を含む。 ・また、非常勤職員等を含 めている場合がある。

(参考) 指定都市・中核市・特例市の処理する主な事務の比較

指定都市の処理する主な業務

民政行政に関する事務

児童相談所の設置

都市計画等に関する事務

- ・首都圏の既成市街地における工業等制限区域内の制限施設の新設の許可 土木行政に関する事務
 - ・市内の指定区間外の国道の管理・・市内の県道の管理

文教行政に関する事務

・県費負担教職員の任免、給与の決定



中核市の処理する主な業務

民政行政に関する事務

- ・身体障害者手帳の交付
- ・母子相談員の設置
- ・母子・寡婦福祉資金の貸付け
- ・養護老人ホームの設置認可・監督

保健所の設置(保健所設置市が行う事務)

- ・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施
- ・飲食店営業等の許可
- ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可
- ・浄化槽設置等の届出・・温泉の供用許可

都市計画等に関する事務

・屋外広告物の条例による設置制限

環境保全行政に関する事務

・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出

文教行政に関する事務

・県費負担教職員の研修 📈



特例市の処理する主な業務

都市計画等に関する事務

- ・市街地区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
- ・市街地開発事業の区域内における建築の許可
- ・都市計画事業の施行地区内における建築等の許可
- ・市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可
- 土地区画整理組合の設立の許可
- ・土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可
- ・住宅地区会両事業の改良地区内の建築等の許可
- ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可

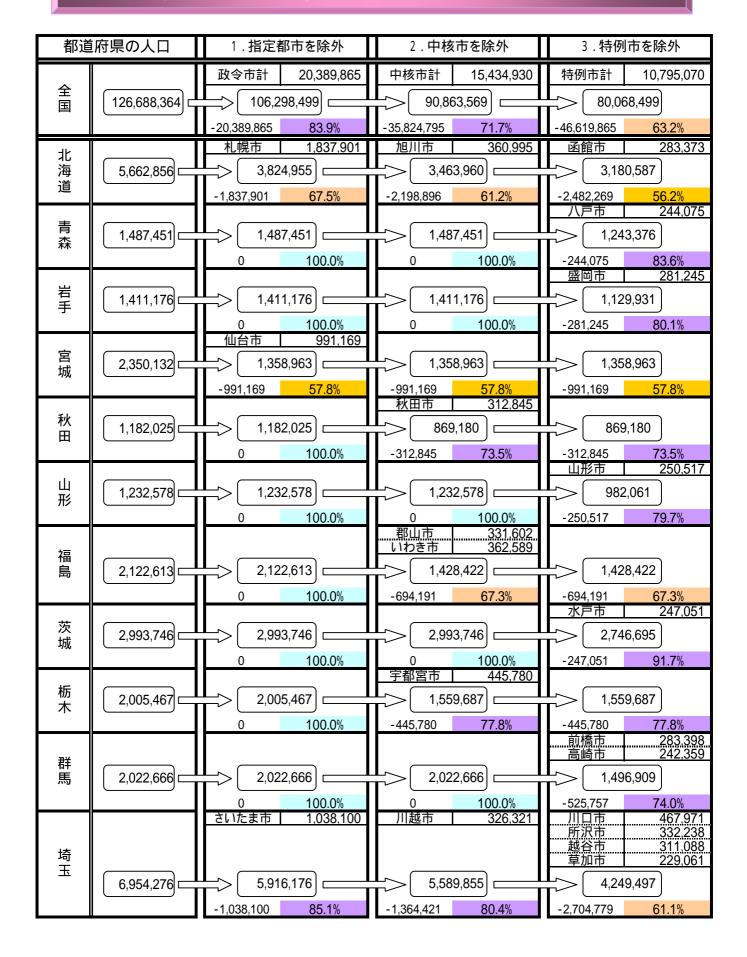
環境保全行政に関する事務

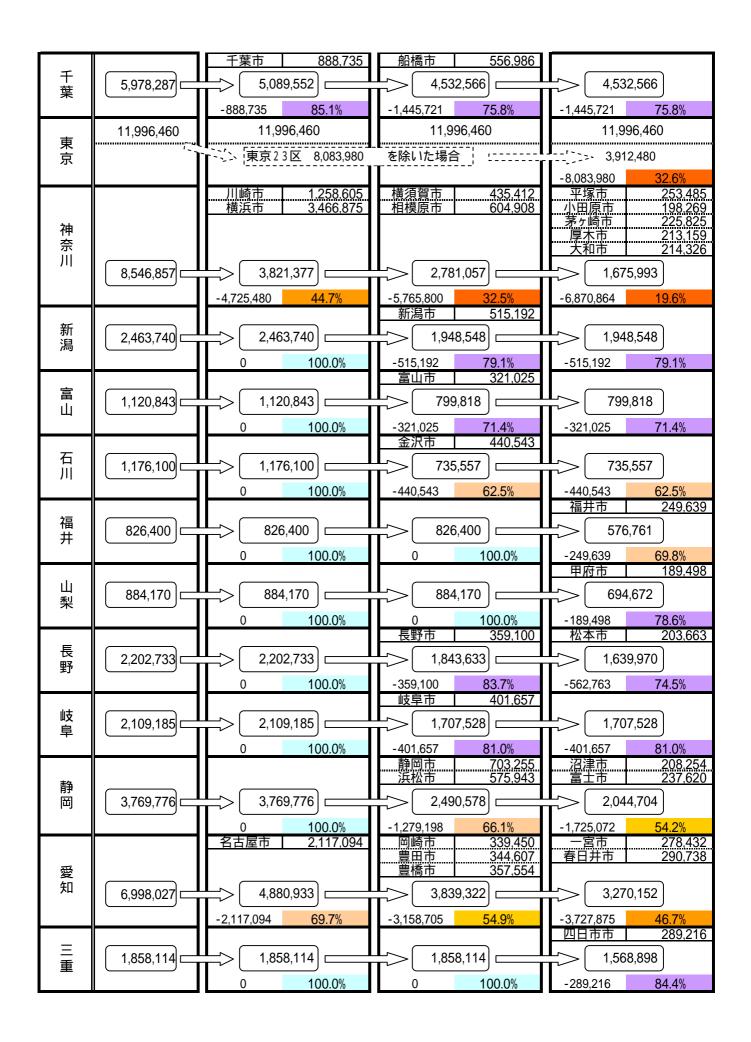
- ・騒音を規制する地域、規制基準の指定
- ・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定
- ・振動を規制する地域の指定

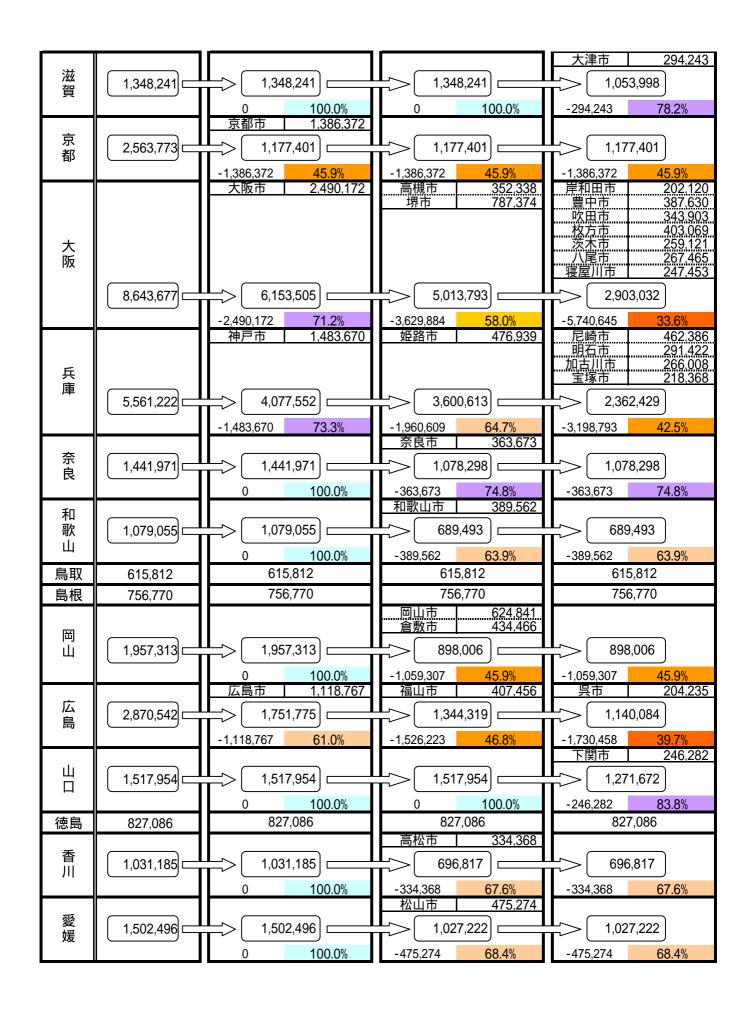
その他

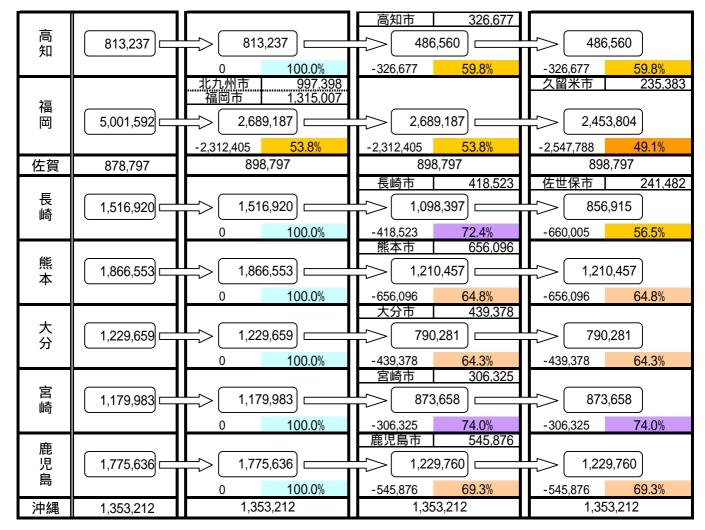
・計量法に基づく勧告、定期検査

都道府県の人口の中で大都市の占める割合について









人口については、住民基本台帳人口(平成15年3月31日現在)による。